

平成 25 年 11 月 22 日

各介護老人福祉施設管理者 様
各短期入所生活介護事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

介護老人福祉施設及び併設短期入所生活介護事業所における看護職員
の配置について

日頃は、本市の健康福祉行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり、お知らせいたしますので、貴事業所における看護職員の配置及び加算算定の可否について、改めてご確認いただき、適正な取扱いをお願いいたします。なお、本件の内容については、愛知県高齢福祉課と調整済みです。

記

1 機能訓練指導員と看護職員の兼務について

各種加算の算定の有無に関わらず、機能訓練指導員と看護職員を兼務している看護職員については、勤務実態等により、当該職員の勤務時間数をそれぞれの業務に従事する時間に割り振った上で、機能訓練指導員、看護職員それぞれの職務において、配置基準、加算算定要件を満たすか判断すること。したがって、機能訓練指導員として勤務した時間を、看護職員の常勤換算時間数に含むことは認められない。なお、勤務表は、それぞれの職種毎に作成すること。

2 介護老人福祉施設併設短期入所生活介護事業所における看護体制加算について

介護老人福祉施設（以下「本体施設」という）の看護職員の配置とは別に、併設短期入所生活介護事業所（以下「併設短期入所」という）に必要な看護職員の配置を行うこと。

したがって、①本体施設の最低基準及び看護体制加算Ⅰの算定対象とした看護職員は、併設短期入所の看護体制加算Ⅰの算定対象としないこと。また、②本体施設の最低基準及び看護体制加算Ⅱの算定対象とした看護職員の勤務時間は、併設短期入所の看護体制加算Ⅱの算定対象時間を含めないこと。

3 必要な手続等について

上記 1 により、配置基準を満たさなくなる事業所については、平成 26 年 3 月 31 日までに基準を満たすようにすること。

(介護保険課指導係TEL972-2592、施設指定係TEL972-2539)